平成２７年（フ）第１１号
函館市堀川町13番２号
債務者　江州　祐哉
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１４号
北海道北斗市公園通１丁目１番10号　和風荘２階右
債務者　澤田　友余（旧姓中林）
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１０５号
山形県長井市今泉1039番地１スロージャム201号
債務者　嶋津　浩和
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第３号
山形県米沢市大字笹野6504番地
債務者　赤城恵美子
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第２３８号
千葉県佐倉市上志津1767番地21
債務者　池田亜梨沙
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２４５号
千葉県佐倉市王子台２丁目10番地28
債務者　時田　房子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第４号
千葉県成田市並木町25番地75　１号
債務者　椿　　靖子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第８号
千葉県白井市根86番地の４
債務者　船橋　秀一
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２６０号
岡山県倉敷市大内1131番地１
債務者　村田　芳恵（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第４０８号
高知市神田539番地11　リターンマンション１Ｆ
債務者　西川　眞里
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４１８号
高知市天神町４番21号　ジョンマンマンション401
債務者　濱崎真由美
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６号
高知市大津乙246番地３
債務者　濱口　俊廣
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７号
高知市大津乙246番地３
債務者　濱口　一郎
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第８３号
鹿児島県薩摩川内市平佐町2130番地７、前住所鹿児島県薩摩川内市樋脇町塔之原1112番地４
債務者　山下　　実
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第８５号
鹿児島県薩摩川内市平佐町3832番地９、前住所鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野2647番地１
債務者　山口ひとみ（旧姓松元）
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第４号
鹿児島県薩摩川内市勝目町5315番地30　県営勝目団地６号棟305、前住所鹿児島県薩摩川内市向田町1260番地１　コーポ真美２―205
債務者　米盛　裕美（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第７２９号
東京都西東京市芝久保町５丁目４番46号１―804
債務者　中川さおり
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部